

開 議

○蒲生光男委員長 おはようございます。

ただいまより予算特別委員会を開会いたします。

本日の会議に欠席の通告委員はございません。よって、ただいまの出席委員は定足数に達しております。

平成27年度長井市各会計補正予算案に関する総括質疑

○蒲生光男委員長 それでは、去る18日の総括質疑に続き、総括質疑を続行いたします。

順次ご指名申し上げますので、よろしく願います。

今泉春江委員の総括質疑

○蒲生光男委員長 順位6番、議席番号8番、今泉春江委員。

なお、皆様のお手元に資料が配付されてございますが、これはこの次に総括質疑があります赤間泰広委員からの資料配付でございます。委員長が許可いたしましたので、ご了解ください。

それでは、今泉委員、願います。

8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 おはようございます。日本共産党の今泉春江でございます。よろしく願います。

19日未明に安保法案が強行採決されました。

憲法の平和主義が破壊され、憲法の立憲主義も破壊され、民主主義が否定されました。強い怒りとともに闘いはこれからだと強く思っております。そのことを思いながらきょうの予算総括質疑をさせていただきます。

それでは最初に、マイナンバー制度施行について質問いたします。市長にも答弁をお願いしておりますが、市長には最後にお考えをお聞きしたいと思います。

まず、日本に住む人に一人残らず番号を割り振り、国が情報を管理するマイナンバー、社会保障・税番号制度の本格的運用に向け準備が進められています。国民の各種個人情報を個人ナンバー、マイナンバーによって結びつけ、活用する制度です。しかし、多くの国民は制度を詳しく知らず、むしろ情報漏れへの不安を広げております。多くの自治体や企業では対策がとられているとも報告されております。

長井市でも今議会に準備に向けての補正予算やマイナンバーに関する個人情報保護条例の一部改正や番号利用等に関する条例の制定、マイナンバーカードの通知カード及び個人番号カードの再交付のための手数料などが提案されております。

まず、総務課長にお聞きいたします。8月17日の全員協議会での資料なども参考にして質問いたします。

まず、マイナンバーの目指すものとして最初に公平・公正な社会の実現とあります。公平・公正とはどのようなことを言っておるのでしょうか。困っている方にもきめ細やかな支援ができることもあります。マイナンバー制度によって行政側から困っている方に支援をしていただけるということなのではないでしょうか。あくまでも市民の方からの要望に基づいての支援となるのだと思いますが、その中でさまざまな支援の中身は現行の制度のもとでの支援となり、支援の中身そのものは変わらないのではないのでしょうか。

まず、きめ細かなものとはどのようなものでしょうか、お聞きいたします。

○蒲生光男委員長 齋藤環樹総務課長。

○齋藤環樹総務課長 まず、お答えする初めに、最初に、マイナンバー制度の仕組みとか仕掛けとか、大きなところで3点ほど申し上げて、それからお答えしたいと思います。

国は3つほどこの仕掛けございますけれども、国はまず、マイナンバー制度は国が制度設計をしております。実証実験等も経て、想定されるリスクと得られる便益、メリットを考慮して、それでも実施すると決めたということで、いわゆるマイナンバー法は一昨年6月に既に公布されていると、これが1点目でございます。

それから2点目ですけれども、国が言うには、マイナンバー制度は住民一人一人に番号を割り当てて種々のサービスを提供したり、複数の機関に存在する個人情報が同一人の情報であることを確認するための社会基盤、インフラだと言っております。社会基盤、インフラということは暮らしに欠かせない仕組みということで、インフラといいますと電気・ガス・水道・道路・橋と不可欠なものと、こういったものと同等なもの今後見ていくと。関係する事務については透明性、効率性を確保しながら、あわせて個人情報の見える化を進めながら進めるという国の意思のあらわれと。

それから3点目ですけれども、じゃあ、法律上、地方公共団体は何をするかということですが、地方公共団体、市町村が法でやるべきと定められた役割、それから長井市は一事業者でございますので、それとしての責任を肅々と果たすというようなことでございますので、まず最初にこういった点をご理解いただいて、せっかくの議論ですので、かみ合うようにお答えしたいと思います。

それで公正・公平とは何かということでございますが、マイナンバー制度は今申し上げまし

たように、言葉は古いですがけれども、国策として推進するものということで、議員のご質問にありました8月17日の全員協議会での資料というのは、内閣府等の国の説明資料の焼き直しでございますので、答弁はそれを基本とさせていただきますが、一部解釈も含むということで、ご了承をいただきたいと思っております。

公平・公正とは何かということですが、国はその関係資料の公平・公正な社会の実現のところ、3つ、3点ほど言っています。1つはマイナンバーの活用により所得やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなると。2点目はそれに伴って負担を不当に免れることや給付を不正に受け取ることを防ぐことができる。3点目、そういうことで最終的にはですが、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができると言っております。

これは裏を返せば、国は現在の状況を所得の状況等を必ずしも正確には捕捉できていないと。課税逃れや所得を要件とする各種の行政サービスを違法あるいは不当に享受している者が少なからずいる、あるいは不法就労の問題もございますが、そういうものが存在すると。そのために本当に困っている国民に必要な支援を行えないケースもあり、こういった状況は看過できないと言っていることに等しいのではないかと考えております。

国がそういったパンフレット等、一応公の公表する文書で表明するからには、そういった事実があるんであろうかと考えております。そうとすれば、そのような不適正な現状、不公平、不公正な状態を打開するために、国はマイナンバー制度で対策を講じていることでございますので、考え方といたしましては、憲法第13条で定める基本的人権の尊重、第14条の法のもとでの平等の精神を具現化する政策ではないかなと思っております。

次に、きめ細かなものについてですが、

国が言ってるのは、マイナンバー制度の導入によって国や地方自治体で個人情報の照合、転記、入力、かなり時間がかかるわけですが、こういったかかる時間や労力が減り、複数の業務間での連携が進むことから作業効率が向上し、こうした合理化により削減できる費用や人的資源をほかの住民サービスに振り分けることができると言っております。したがって、削減できた予算や人的資源を活用して、新たな施策、新たなサービス、あるいは既にある施策でも拡大、対象者あるいは対象範囲の上乗せ、横出し、いろいろあると思いますけれども、そういったより質の高いサービスを提供できる可能性があるという国は言っているものと考えているところでございます。以上です。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 公平・公正な社会の実現ということで説明を受けました。国がおっしゃってる、説明なさってる内容だと思います。その説明をお聞きしても、今、課長がおっしゃるように、本当に困ってる方に支援できるとしてありますが、やはり困ってる方よりも私はこれは財産やなんかを全て把握するというで、困ってる方への支援とは私はならないと思います。困ってる方を実際このマイナンバーによって支援するというようなものではないような内容になってるんじゃないかなと、説明だけではそういうふうに思っております。また、次に参りますので、いろいろと総合的に後でまた質問をいたします。

そして次なんですけども、市民の利便性はどの程度向上されますかということ。これもこの間の全員協議会で資料がありました。16年の1月からさまざまな場面でマイナンバーの記載が義務づけられます。申請しないとカードを持たないわけですので、申請してカードを持たないと利便性はないということでしょうか。そしてカードがないとさまざまな行政サービスの

お知らせなど受け取ることに時間がかかるということでしょうか。市民はカードを持たないと不利益が生じてしまうのでしょうか、お聞きいたします。

○蒲生光男委員長 齋藤環樹総務課長。

○齋藤環樹総務課長 市民の利便性のところにつきましては、これも国の説明で恐縮ですが、年金や福祉の申請時に用意しなければならない添付書類が省略できるか、または減ると。行政手続が簡素化され、申請者、住民の方の負担も軽減される。それから行政機関にある自分の情報を確認したり、さまざまな行政サービスのお知らせを将来的にはスムーズに受け取ることができると言っております。添付書類が省略できる、所得証明等が要らないなんていうことになるかと思っておりますので、これは確かに便利になるということではないかなと思っております。

それからマイナンバーカードの話がございましたけれども、カードは特になくとも行政サービスは受けられます。ただ、マイナンバーカードを持っていれば本人の確認等で時間を煩わすことはないということございまして、マイナンバーカードが欲しいということであれば、当初の発行手数料は無料ございまして、ということは、国民の皆さんそれぞれが自分の年齢あるいは生活パターン等から必要に応じてカードが必要かどうかを判断していただくことだろうと思っておりますので、言ってみれば国民一人一人の価値観の問題ということになりますので、カードを持たないと不利益をこうむると一概には言えないのではないのかなと思っております。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 今の説明にもありましたが、年金などの手続にマイナンバーカードがあれば利便性があるというようなことございまして、国民年金の資格取得などにこのマイナ

ンバーを使うということですが、保険利用の資格取得届や保険料の免除などを申請する場合、マイナンバーの記載が義務づけられるということになるんですけれども、実際この国民年金の資格取得届なんていうのは本当に一生に1回でございますし、また市民がさまざまな証明書などをいただく場合にこのマイナンバーがあれば利便性があるということでございますが、市民が年に本当に何回か、数回もないかもしれませんがね。手続が省略、簡素化されるというようなことでございますが、いろいろなさまざまな場面でマイナンバーの記載が義務づけられて、かえってそのほうが市民には負担がかかってしまいます。市民に対しての利便性などというものはほとんどないんじゃないかと考えるところでございます。

これはやはり今も申し上げたように、行政のメリットは確かにあるのかなと思いますけども、行政のメリットであって、市民や国民に対してのメリットというのはほとんどないと私は感じております。

次なんですけども、このたびの市報にもマイナンバーについてのお知らせが載っておりました。市民はこの制度を本当に詳しく知りません。私も一生懸命勉強しております。しかし、市民への周知というのはこれからだと思っております。どのように進めていくかお聞きをいたします。

そしてまた、財務省などが消費税が増税された場合、2%を還元するためにこのマイナンバー制度を使うなどと新聞に報道されておりますが、もしこの消費税還元ということで実行されれば、カードを持たない方、この方たちは消費税還元ということが受けられないのかということもあります。そしてまた、商店などではこのマイナンバーを読み込む機械も必要となります。準備のために大きな負担がかかってまいります。設備がない商店などではお客さんが減るのでは

ないかなどと心配もされます。さらに上限年間に4,000円などというようなことも言われておりますが、非常に消費税、軽減税率ということでは疑問もあるところでございます。

そして盗まれないようにということが、番号の管理という負担が市民にはふえるのではないのでしょうか。市民生活のメリットというのはほとんど私は感じられないと思っております。

それから10月5日に配達になるわけですけども、住民票の住所と異なるところに住んでいる人への対応など、行政、住民とでさまざまなトラブルが起こることなども予想されておりますが、この辺のところはどうお考えでしょうか。

○蒲生光男委員長 齋藤環樹総務課長。

○齋藤環樹総務課長 まず、周知の関係でございますけれども、マイナンバー制度に係る国民への周知につきましては、国が責任を持って行い、地方公共団体はこれに協力すると内閣府は言っております。国の広報体制なんですけれども、法律は一昨年公布されましたが、昨年度のうちから広報ポスター、パンフレットの配布・掲示、それからコールセンターも設置しておまして、24時間でしたっけ、受け付けておりますし、政府のホームページ、政府広報オンライン、公式ツイッター、その各種媒体を通じた政府広報を行っているということございまして、早ければ10月5日以降に配布される個人番号通知ですか、に向けてなお一層国は広報体制を強化するのではないかなと期待しているところです。

市は、冒頭申し上げましたとおりに、国の広報に協力するというところでございますので、ポスター、パンフレットの配布・掲示への協力、それから先ほど委員おっしゃいましたように、「広報ながい」へのお知らせ記事、9月15日号、10月1日号は特集記事を掲載する予定です。それから行政運営会議とか等の機会を捉えて、必要な説明を行っているというところです。

それからマイナンバーカードの活用に係る財

務省案について、先ほど委員お触れになりましたけれども、これは消費税の軽減税率適用に関するマイナンバーカードの活用に係るあくまでも財務省の案でございます、現時点では法案として提案されたわけでもございません。一つのアイデアということが公になったところですが、新聞報道等によりますとさまざまな課題が指摘されておりました、どうも雲向きは怪しいと、実現は難しいのではないかなというような新聞報道のようでございます。

それから住民票と違う場所に住んでいる云々とございましたけれども、まずは住民基本台帳法に従って所定の手続をしていただくということが優先されると、申請の手続をしていただく。実態がそれに合わないのであればそれに応じて簡易書留は配達しませんので、一時保管するとか後で調べて交付するとか、そういった手続をするように国から言われているようでございますので、関係課が対応するというようなことになろうかと思えます。以上です。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 今のお話をお聞きしても、国がする制度でございますから、国からの通達というのを長井市が行っていくということではございます。さまざまところでトラブルが起きるのではないかと今から心配するところがございます。行政の効率化などとも言っておりますが、行政として事務が格段に効率アップということになるのでしょうか。さまざまな申請書にも時間などが本当に短縮されるということではございましょうか。説明ではメリットだけを強く言っておりますが、行政にもいろいろと重い負担がかかるわけではございます。行政にもデメリットというのがあると思えますが、そのところはいかがでしょうか。

○蒲生光男委員長 齋藤環樹総務課長。

○齋藤環樹総務課長 まず最初に、行政の効率化のところですけども、先ほどの答弁でも一部

申し上げましたけれども、国や自治体等で情報の照合、転記、入力にかかる時間や労力が減り、複数の業務間での連携が進むということで作業効率が向上する。こうした合理化によって削減できる費用や人的資源をほかの住民サービスに振り分けることができると言っております。

あとデメリットという話ですけども、これはあくまでもマイナンバー制度は現在の厳しい個人保護法制の中であえて実施すると国が決めたところで、プライバシー保護の点についてはなかなか大変な手続だなど思っているところですけども、それでも国は多様化する住民ニーズにきめ細かく対応するため、個人保護法制の中でも公正・公平な社会の実現、市民の利便性の向上、行政の効率化等を進めるため不可欠な手段であると判断して導入を決定しております。そのために個人保護法制にかかわる部分についても法的な論点整理を行って、あわせて個人情報保護のため必要なシステム整備も図るところにしているところのようでございます。以上でございます。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 手続やなんかで時間が減るといふ、そういうメリットがあるということではございますが、そのために費用もかからないと。それを別な住民サービスに回すというようなお答えでございましたが、自治体がマイナンバーカードを実施するためには莫大な費用がかかり、人的な負担もかかっております。そしてこれを運営していくにもさまざまな負担がかかると報告されております。そういう意味でもここで費用が削減された分、住民サービスに回すとおっしゃいましたが、本当に回していただけるということなんでしょうか。非常に疑問を持ちます。

このマイナンバー制度というのは住基ネットとは違い、扱われる情報が桁違いに拡大されます。今申しましたように、このシステム構築費

用も莫大にかかります。さらにマイナンバーで管理される個人情報の拡大、カードの利活用の拡大を政府は検討しております。現在は社会保障、税、災害の3分野の98行政事務でございます。しかし、利用拡大として、まず1つに銀行口座、ゆうちょ銀行のマイナンバーの管理、それから特定健診検査結果、予防接種履歴の情報連携、それから3つ目に特定住宅入居の手続きや管理、それから4つ目に高校授業料補助など、自治体独自の制度にもマイナンバーを利用するときに他の機関との情報連携も可能にするというふうな利用拡大も行うというふうになっております。

過日、年金機構の情報漏えいなどもあり、プライバシー度が高い情報ほど不正利用の危険を高めます。徴税強化などにも使われてしまいます。このように多くの情報が拡大された場合、もし情報が漏れたならプライバシーが丸裸になるのではという心配があります。このような状況で市民の心配、十分な説明、理解は得られるのでしょうか。そこのところをお聞きいたします。

○蒲生光男委員長 齋藤環樹総務課長。

○齋藤環樹総務課長 マイナンバーを、今ご質問のいろんなご心配があるということで、国はマイナンバーを守るために6つの仕組みをつくっていると言っております。制度による守りが3つ、システムによる守りが2つ、もう一つが1つということで順次ご説明申し上げますが、まず、1つは専門の監視・監督機関、特定個人情報保護委員会を設置しております。さまざまな事務の評価あるいは苦情処理、あっせん等に当たると。2つ目ですけれども、事業者等に対してでございますけれども、厳格な情報の安全管理、事業者のルール、規程等の整備を求めていると。それから3つ目ですけれども、罰則ですね、非常に厳しい罰則を設けております。故意に特定個人情報を漏えいした者には懲役4年

または罰金200万円、さらに両罰規定もございますので、その事業所も罰せられるということになります。

それから4つ目ですけれども、システムの関係ですけれども、マイナンバーの情報は一元管理を行わないと、分散管理を行うということにしております。それから5つ目ですけれども、いわゆるこれは何年か先ですけれども、自分の個人情報がどういうことで使われているか、誰がアクセスしたのかを知ることができるマイナポータル制度が活用になりますと、自分の個人情報が不正に使用されていることを早期に発見することができる。

それから6つ目ですけれども、漏えいのおそれがあるという場合には、基本的に個人番号は変えられないんですけれども、漏えいのおそれがあるというような場合には番号を無効にして新番号にすることができるというような制度もございますので、大丈夫だと国は言っております。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 国は大丈夫だと言っておりますということで、国の年金情報なども漏れたわけですよ。大丈夫だと言いながらも、非常に不安が残ります。

それでこのマイナンバー制度に向けて長井市の準備はどのように進んでおりますでしょうか。1月から開始となりますが、大丈夫なんでしょうか。マイナンバー制度を実行するために特定個人情報保護評価というのがあると思うんですけども、この実施状況はどうなっておりますでしょうか。これは漏えいなどのリスク分析を行い、事前に保護措置を検討するものとされておりますが、長井市の場合どうなっておりますでしょうか。私はこれは自分たちが実質チェックするのにとどまっております、住民の不安や懸念を払拭できないのではないかと感じております。それから企業などもマイナンバーに向けての準

備をしなければなりません。企業などの準備状況も十分でございましょうか。十分となっているのでしょうか。自治体の対応も今さまざまお聞きいたしますと、国からの通達でしておるといこととございしますが、非常に不安でございします。自治体の対応も十分ではないと感じております。内閣府の世論調査でもマイナンバーの内容を知らない人が半数以上というふうにご報告されております。国民の支持や理解が広がらない制度を、私は急ぐ必要はないんでないかと思ひますが、延期しても国民には何らの不利益もなないと思ひます。市長に最後にこのお考えをお聞きいたします。よろしくお願ひします。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 マイナンバー制についてはいいところと悪いところ、あと課題等々がさまざまご指摘いただいたわけとございしますけれども、先ほど来、総務課長のほうから答弁させていただいてるとおり、これ国のほうで法律で定めて、それに従って私どもとしては最善の対応をするといことと、準備はできる限りのことは行っているといこととに思ひております。

委員からありましたように、年金機構の情報漏れ問題、あるいは消費税の軽減税率適用に関するマイナンバーカードの活用案に関する新聞報道等によりますと、個人情報保護の面などで不安を感じている方がいるといこととは、これは市民も同じだろうといこととに思ひます。

繰り返しになるわけとすけれども、国は多様化する住民ニーズにきめ細かく対応するために、厳格な個人保護法制の中で定めた2原則、これは1点目は必要最小限の個人情報しか収集できないといこととになっております。2点目は収集した個人情報は法令の定めがある場合、本人の同意がある場合、住民の生活にかかわるような場合を除き、当該事務以外では使用できないといこととになっておりますので、これを守りつつも、公正・公平な社会の実現、市民の利便

性の向上、行政の効率化などを進めるためには、これいづれ不可欠な手段であるといこととに判断して、マイナンバー制度の導入を決定しているわけとす。いわゆるOECD加盟の先進諸カ国の中でも大部分マイナンバー制度を導入してますので、したがって、日本がそれをしないているのはむしろ不自然だといわれていた法律でございしました。

全国市長会の中でもそういったいろんな改革を進めようといこととリベラル派でつくっている会などもありますけれども、そちらのほうでもマイナンバー制度ぜひ導入すべきだと。悪い面を考えると、いろいろと指摘は確かにあるんごすけれども、メリットもいっぱいあると。特に我々末端の市町村もこれをうまく活用することによって、先ほど来ありますような公正・公平な仕組みづくりに少しでも寄与できるんごさないかといこととに言われておりました。

マイナンバー制を利用することができる主体と事務の種類を法律で限定するといことと。それから他の機関と情報連携できる情報の種類も法律で限定するといことと。そして主体、事務、情報を明確にした上で行政機関の間で情報の連携をすることができる旨を法制化しているといこととなどの法的論点整理も行ひまして、あわせて個人情報の保護のため必要なシステム整備を図ることとしておひまして、私も最初、市民課のほうの課長なり担当と話したときに、本当これ大丈夫なのかと、筒抜けになるんごさないかといこととで、委員がおっしゃるようなことをいろいろ質問したんですが、システムの仕組みはこれ非常にうまくできてるなといこととに思ひたところとでございしました。

国はマイナンバー制度の導入に関して、個人情報の保護対策も含め、万全な措置を講ずるといこととにしておひまして、国民の制度の理解についても、既に昨年度から広報、周知に努めております。個人番号の通知がなされる10月5日

に向けて、国は国民の理解を進めるため一層の啓発広報活動をされるものと期待しております。長井市としても円滑な制度の導入に向けて、地方自治体及び事業者として必要な責任を果たすとともに、広報活動等に協力していきたいと考えているところです。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 今ちょっと1つお聞きしたところで時間もなく、またお聞きするというのもあれなんですけど、特定個人情報保護評価というのは長井市ではしてらっしゃらないんでしょうか。お聞きいたします。

○蒲生光男委員長 齋藤環樹総務課長。

○齋藤環樹総務課長 市町村特定個人情報保護評価は義務づけられております。マイナンバー法の別表第1の記載事務、番号制度を導入すべき事務の洗い出し、それから特定個人情報ファイル、これは電子データから帳票を問わずと、を保有するために特定個人情報保護評価をします。これ何かというと、保有することでのリスクの存在、リスクをどう軽減、緩和するかという所定の評価書に記載し、公表することということで、評価書を作成しております。現在、予定している事務については、国の第三者機関である特定個人情報保護委員会に既に提出しております。この内容につきましては、ことしの6月19日以降、市のホームページでいつでも閲覧可能でございますので、ごらんいただければと思います。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 さまざま質問に対してのご答弁をいただきました。9月22日の山形新聞に自治体へのサイバー被害が報道されておりました。この報道なんかを見ましても、マイナンバーへの対策ということが非常に急がれて急務とされております。市民はこの情報漏れというのに非常に不安を感じております。自治体は情報管理を担いますが、本当に安全対策の財源や

人材には限度があると思います。やはりマイナンバーというのには導入に3,000億円以上も税金が講じられております。長井市でもそのための準備の予算が国の補助金として来ております。導入されてもこの維持管理にはまた多額の費用がかかると言われております。企業などにも重い負担がかかってまいります。莫大な費用や国民のプライバシーを重大な危険にさらすことになるのではないかと思います。今申したように、犯罪などの危険も高めていきます。

ですから、この実施に向けるということはとても無謀なことだと思います。国民の理解や市民の理解や支持が広がらない中、制度は実施中止を決断するというのも必要だと思います。さまざま今お聞きした中で、利便性、それから必要性というものは非常に乏しい答弁であったと思います。情報漏れ、また不正の危険、国民に負担増をさせるということを押しつけるマイナンバー管理なので、負担を押しつけるということなども考え、マイナンバーというのは私は廃止すべきだと思います。

なお、さまざまご答弁いただきましたので、さらに私も勉強してまいりたいと思います。強くこのマイナンバー制度には反対を申し上げたいと思います。

じゃあ、次の質問に参ります。時間もございませんから、次の国保に参ります。

国民健康保険の運用についてお伺いします。過日の決算委員会で宇津木議員からも国民健康保険の収納状況についての質問がありました。ダブるところもありますが、よろしくお願いたします。

税務課長にお聞きします。長井市の市税の推移をこの6年ぐらいで見ますと、住民1人当たりの金額や1世帯当たりの金額が上がっております。特にことしの4月からは消費税の増税やさまざまな値上げで家計は大変厳しいものになっております。そんなとき税金の金額が上がっ

ているということは、さらに市民の生活は厳しいものになるのではないかと思います。

そんな中でも国民健康保険税の収納率の状況は向上していると報告を受けております。それでは、今年度の国民健康保険の収納状況は、現在まだ半年ぐらいでございますが、いかがでございますでしょうか。順調に収納が進んでいるかを税務課長にお聞きいたします。

○蒲生光男委員長 高石潤一税務課長。

○高石潤一税務課長 今年度、27年度8月末現在の収納状況でございますが、現年度課税分で26.22%、昨年、26年度が26.36%ございました。滞納繰越分で10.72%、昨年度が7.36%。それで現年課税分、滞納繰越分合わせまして23.18%、昨年度が22.02%となっております。今年度もほぼ順調に納めていただいていると思いますか、納付していただいている状況であると感じております。以上です。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 納付いただいて、収納率は上がっているということで、皆さん方のご努力とあと市民の理解というものが進んでるかと思えます。

次の質問ですけど、差し押さえにより強制取り立てということで、ちょっと言葉が申しわけありませんでした。おかしな質問でございますが、差し押さえというそのものが強制取り立てということでございますが、その差し押さえの中で生活を困窮させる滞納処分、それから分納中、分納してる方に対しての滞納処分、差し押さえですね。あと児童手当などの差し押さえ、口座入金後の生活費の差し押さえ、それからこういうことはあってはならないわけではあります。長井市の差し押さえの状況はどうでございますでしょうか、お聞きいたします。

○蒲生光男委員長 高石潤一税務課長。

○高石潤一税務課長 差し押さえの件数でございますが、国民健康保険税でございますが、平成

26年度が440件、1,990万円ほどございました。平成25年度が480件、2,074万5,000円ほどございましたので、40件、1,000万円ほど減っておるところでございます。

平成27年度4月から8月の状況でございますが、国民健康保険税の差し押さえ件数が171件、517万4,000円ほどでございます。26年度同期間で189件、604万円ほどでございますので、26年度に比べますと4月から8月の件数では18件、金額では90万円ほど減っておる状況でございます。以上でございます。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 差し押さえ件数は減っておるという報告でございました。減ってるというのは非常に評価いたしますが、相変わらず多い差し押さえではないかと思います。過日の宇津木議員の質問の答弁に対して、訪問、徴収相談から預貯金の調査による差し押さえに方向を変換したというような答弁もお聞きいたしました。そのことで収納が上がったというような意味の答弁でもありました。今報告いただきますと差し押さえも減っておるわけですけども、なぜ預貯金の差し押さえに力を入れたのか、お聞きしたいところです。

今も課長から報告ありましたが、25年の11月にいただいた資料によりますと、これは国保だけではございませんだったんでしょうかね。差し押さえの件数が959件ということでした。このときは断トツの置賜で長井市が一番でございました。南陽市では365件、小国では12件となっております。このことを指摘しますと、市長はこんなに多いとはわからなかったと。今泉議員の質問で初めて知ったというようなこともおっしゃっておりました。私はその多さに驚き、相談収納に徹するように改善するように強く要望いたしました。その要望もわずかではございますが、なされているのかなど、今の報告で感じているところでございますが、6月議会でも

市長は25年度が993件、26年度が866件と減少したなどと話されております。これは国保だけではないわけですが。確かに24年度からは93件、25年度から127件と減少はしておりますが、今申したように、この差し押さえ件数というのは減ってはならないわけですね。差し押さえによって収納率が上がったなどというような答弁にも、この間の答弁にはそのように私には感じられました。差し押さえによって収納率が上がるなどというのはとんでもないことでありまして、やはり相談収納に徹して収納率を上げるべきだと思います。

私の意見を申し上げて、ちょっと時間もないもんですから、次へ参りたいと思います。

6月議会でも申し上げておりますが、現在の資格証と短期証の発行状況をまず伺いいたします。市民課長にお伺いします。

○蒲生光男委員長 鈴木広弥市民課長。

○鈴木広弥市民課長 ことしの9月1日現在でございますけれども、被保険者資格証明書の交付は115件、短期被保険者証の交付は165件となっております。ご質問の趣旨は、去年とかおとしと比べてどういうふうに変わってきてるかということかと思っておりますので、過年度の分も申し上げたいと思います。25年、2年前でございますけれども、25年9月1日現在、資格証と短期証を合わせた件数を申し上げます。431件ございました。去年、26年9月1日現在では398件、そしてことしは先ほど言ったように、115件と165件を合わせて280件となっておりますので、市民の方に納税していただいているおかげで、資格証及び短期証の交付されてる方々は順調に減っているということがおわかりいただけるかと思っております。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 やはり資格証の発行というのは本当に慎重にさせていただきたいと思いません。経済的に困窮してる方が医療が必要となっ

た場合には大人の方でも短期証を発行していただきたいと思えます。滞納理由を丁寧に把握して、資格証の発行は本当に払えるのに払えないと証明できた場合以外は慎重にさせていただきたいと思えます。

次に、最後に、市長にお伺いいたします。国民健康保険の加入者は7割以上が失業者、非正規労働者、年金加入者などになっております。他の保険に比べても所得の低い人が加入しております。企業などの事業主の負担もありません。国が5割を負担することになってはいますが、23%に半減させました。そのために加入者に高過ぎる国保税が押しつけられているというのが大きな問題となっております。

国はペナルティーを科しておりますが、一方で努力や目標達成に特別交付金をくれるなどというのはおかしいやり方です。このペナルティーというのは例えば子供の医療費無料なども長井では中学生までしておりますが、窓口無料ということだとペナルティーが来るんですよ。償還払いということであればペナルティーは科せないというようなことなんですけど、結果的には同じようなことなんですけども、国は窓口を無料にすると大勢の方が必要もないのに医者さんにかかるなどということペナルティーということを科してるわけなんです。そんなことでこのペナルティーを科しながら、目標達成には交付金を交付する、特別交付金を交付するなどというのは本当におかしな話で、あめとむちのような感じでないかなと私は強くそこに矛盾を感じております。

この間の市長答弁の中で、国保会計は黒字だということでありました。ぜひ国保加入者のために国保税の引き下げを強く要望したいと思います。大体国保加入者が約6,300人います。1人1万円引き下げるのには大体6,300万円が可能でございます。ぜひここは強く実現していただくように要望いたします。市長、お考えはい

かがでしょうか。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 まず、一つお答えする前に、相談収納から差し押さえしたということで、資格証とか短期証の人数っていうのは、南陽市さんから比べれば半分ぐらいですね。それで以前、こんなに差し押さえをしている件数が多いのかということを書いて、それは差し押さえをしちゃいけないっていうことじゃなくて、それだったらもっときめ細かく、より、委員ご指摘のとおり、しなさいということで、さらにきめ細かくさせていただいてと思います。

ただ、差し押さえをしない限りは収納率は上がらないんですね。ということは、その分滞納されてる方がむしろ大変になるというふうに私は思っております。所得者が低い方とか失業者の方については、例えば生活保護の方は非課税なわけですよ。それから自己都合じゃない会社都合等による失業者の場合は所得の3割しか所得としてみなしませんので、極端に低いわけですよ。ですから、そういう配慮はあるんですね。

あと国のほうの制度ですから、国は、私ども市長会としても特に子育て支援のための医療費無料についてはペナルティーを科すなというふうな言い方をしております。ちゃんと全国の市長会でも何度も要望してますが、ただ、国は制度を守んなきゃいけないわけですよ、法律として定めた以上は。あとは国で法律を変えてもらうしかない。私どもとしては、その制度をうまく活用しながら上手に市民の皆様の負担を少なくするには何だか。それは最終的には税務課で頑張っ、非難もされましたし、委員からですよ。収納率はおかげさまで上げさせてもらいました。だから基金がふえたんですよ、宇津木委員がおっしゃるように。それによって値上げをしないで済んできたわけですね。

ご質問の確かに黒字だっていうことで、黒字

じゃなかったら値上げしなきゃいけないわけですから、これ黒字にしなきゃいけないんですよ。ただ、残念なことに30年から制度が変わって県が管理するということを考えますと、これずつと我々で管理できるんだったら、このぐらい基金もふえましたし、黒字を重ねてるとしたら若干でも下げたいという思いはありますけれども、それをやる今、時期ではないと。非常に残念ですが、何とか市民の皆様のご理解をいただいて、このまましていきたいと。しかし、値上げはまずしないで済むように頑張っていきたいと考えているところでございます。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 市長から答弁いただきました。やはり国の制度ですので、非常に国保というのは国の負担も減らしておるわけですので、市民に負担がかかってまいります。

最後になりますけれども、9月23日、昨日の赤旗新聞にですけれども、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」を政府は立ち上げ、検討課題に子供の医療の自己負担、それから国保の国庫負担、医療提供体制などを課題に上げて、検討委員会を立ち上げたという新聞記事がありました。これは今、市長がおっしゃいましたように、全国市長会とか、そういうところで自治体のこういう動き、こういう運動に押されて、今申しあげました罰則、ペナルティーの廃止の見直しなども課題になっているところでございます。子供の医療費の自己負担についても医療保険制度を含む全国的な制度での対応を検討するようにと、総務省が厚生省に求めているという記事が載っております。私はここに大きく期待するものでございます。それはやはり地方自治体とか市長会などで皆さんが声を上げてくださった運動のおかげだと思っております。

まず、この国保というのは命と健康を守るものでございます。命と健康を守る本当に長井市の国保にさせていただきたいと思っております。市長は

国保の引き下げというのは当分その時期ではないというようなことを申し上げておりますが、まず値上げをしないということも大事でございます。さらにその上に引き下げということもさらに検討をしていただければと強く思っております。以上で質問を終わります。

赤間泰広委員の総括質疑

○蒲生光男委員長 次に、順位7番、議席番号10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 よろしくお申し上げます。おはようございます。公明党の赤間泰広でございます。

初めに、この場をおかりいたしまして、このたびの集中豪雨において被災されました方々に対して、心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧を願っておるところでございます。

また、本日ここに予算総括させていただきますことに感謝を申し上げます。

私は市民生活のよりよい生活を目指し、以下4点の質問をさせていただきます。

1番目は、レインボープランにおける生ごみ回収についてであります。

循環型社会、家庭から出る生ごみを農地へと循環型農業、循環型社会を築くという素晴らしい理念を持った全国、世界的にも大変有名になっている活動、事業であります。

四、五年前、私が聞いたお話ですが、長井の宝はと小学生に聞いたら、レインボープランと答えたそうであります。まさしく子供からお年寄りまで行き届いた共通理念、ごみの分別理念、循環型社会の共通理念であると思います。私は率直に素晴らしいお子さんを育てられたんだと、親御さんを尊敬したいと思いました。

先ごろ、農林課の決算の報告がありました。

過去5年間の生ごみの回収量が減少しているとの数字を出して説明を受けました。5年間で約120トン強であります。私は少々違和感を感じたところでもあります。農林課として、長井市としてこのすばらしい事業を継続していく気があるのか。時の流れ、時代の流れ、少子高齢化、さまざまな原因があるにしても、減っていくのをただ見ているように感じたところでもあります。

しかしながら、このレインボープランは4者の共同体で行っているところで、農林課の役割としてはコンポストセンターの管理運営ということですので、それに定められたことをやっつての報告だというふうには理解しておりません。

市長にお尋ねいたします。今後、レインボープラン事業をどのようにしていかれるか、お尋ねいたします。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 レインボープランについては、長井市で唯一の市政功労団体として議会にもお認めいただきました。したがって、レインボープランのコンポスト、生ごみをコンポスト化する、そしてそれを堆肥として活用して、栄養価の高い農産物を台所に返すという、その一つだけではなくて、この循環という理念とともに市民で力を合わせてこれを実現するということは、第5次総合計画の理念の柱の一つでもございますし、またそれをさらに例えばエネルギーに、再生可能エネルギーとか、あるいは人材の循環、長井で育った子供たちをまた長井に戻ってきて、長井の活性化に役立ってもらおうと、頑張ってもらおうという理念だったり、そういった意味であらゆるレインボープランというのは長井市のまちづくりの根幹にかかわっていただいているすばらしいものだと思いますので、ただ個別の生かし方については課題が山積しておりますので、ぜひいろいろ市民から、そして議員の皆様からのご指導、アイデアなどをいた